

# 週刊 鈴木会計 F A X 通信

鈴木恒夫税理士事務所からのお役立ち情報

〒312-0033 ひたちなか市市毛1253-3  
TEL 029-275-4333 FAX 029-275-4500  
URL : <http://www.szk-accounting.jp>

発行日2018年9月3日(月)

今週のことば

情報銀行

個人から購買履歴などのデータを預かり、同意を得た上で企業等に提供する事業者。個人は提供データや提供先を選択でき、対価として報酬やサービスを受け取る。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/ 3(月) 赤口

4(火) 先勝

5(水) 友引

6(木) 先負

7(金) 仏滅

8(土) 大安 白露

9(日) 赤口 重陽、救急の日、大相撲秋場所初日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
8/27(月)	22,800 △198	111.15 △0.24
28(火)	22,813 △13	111.14 △0.01
29(水)	22,848 △35	111.18 ▼0.14
30(木)	22,869 △21	111.61 ▼0.43
31(金)	22,865 ▼4	110.80 △0.81

## 来年度税制改正に向けた各府省庁の要望

31年度税制改正に向けた各府省庁からの要望には、主に以下のような事項があります。

◎中小企業の設備投資減税の延長等……適用期限が30年度末までとなっている①中小企業経営強化税制、②商業・サービス業・農林水産業活性化税制、③中小企業投資促進税制をそれぞれ2年間延長し、①、②は必要な拡充を行う。

◎新設法人への繰越欠損金制度の拡充……資本金1億円以上の新設法人について、繰越欠損金を所得金額の100%まで控除できる期間を設立10年目(現行7年目)まで延長する。

◎空き家に係る譲渡所得の特別控除の要件緩和……空き家の譲渡所得の3千万円特別控除について、要件を緩和し、被相続人が老人ホーム等に入居していた場合も対象とする。また、譲渡後に家屋の耐震リフォーム又は除却を行った場合も対象に加える。

◎外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充……すでに消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合に、簡素な手続きにより免税販売することを認める。

◎教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充等……領収書に代えて明細書の提出が可能となる範囲を3万円以下(現行1万円以下)に引き上げる。

◎結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充等……贈与者としておじ・おばを、受贈者として甥・姪を対象とする。

◎その他……\*研究開発税制の拡充等、\*NISA制度の恒久化等、\*金融商品に係る損益通算範囲の拡大、\*地域未来投資促進税制の拡充等、\*個人事業者の事業承継に係る負担軽減措置の創設、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201533

## 加入者数が100万人を超えるiDeCo

iDeCo(個人型確定拠出年金)は昨年1月の制度改正以降、認知度向上によりの加入者が急増し、近々100万人を超える見込みです。

iDeCoは、掛金の全額が所得控除の対象であり、運用益は非課税となるなど税制優遇が大きなメリットですが、運用は加入者自身の責任で行い、原則60歳まで積立金を引き出すことができないことなどをよく検討した上で、加入しましょう。

なお、今年5月に始まった中小事業主掛金納付制度(従業員100名以下で企業年金を実施していない中小企業の事業主がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加して拠出できる制度)の愛称が「iDeCo+」(イデコプラス)に決定しました。

## ★★★ 9月のチェックポイント ★★★

※台風が多発しています。風雨に対する備えや道路交通情報を確認し業務への支障を最小限に。

※健保・厚年の新標準報酬月額決定通知書が届き、9月分(10月末納付)から適用されるので、各人に通知すると共に賃金台帳に転記します。

※10月から始まる「全国労働衛生週間」の準備期間。今年のスローガンは「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」です。

※9月21日から「秋の全国交通安全運動」。安全運転と車両の点検・整備、加入保険の確認も。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 平成31年度税制改正に向けた各府省庁の要望事項

## ◆中小企業の設備投資を支援する税制措置の延長・拡充

・中小企業経営強化税制は、働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点等も踏まえつつ、必要な拡充を行い、適用期限を2年間延長する。

・商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税率の引上げを見据えつつ、中小企業の防災・減災対策を促進する観点も踏まえながら、必要な見直しを行い、適用期限を2年間延長する。

・中小企業投資促進税制は、適用期限を2年間延長する。

## ◆地域未来投資促進税制の延長・拡充

適用期限を2年間延長するとともに、付加的な要件として、一定割合以上の賃上げ等に加え、要件を満たす事業者は、税額控除額の1%上乗せ及び税額控除限度額を40%に引き上げる。

## ◆個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設

個人事業者について、先代経営者から後継者への事業承継後の事業継続に必要な資産（土地・建物・機械等）の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。

## ◆事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例

事業承継ファンドを通じた大規模法人による出資割合が一定以上となる場合でも中小企業向けの税制措置を適用できるよう要件を緩和する。

## ◆新設法人への繰越欠損金制度の拡充

資本金1億円以上の新設法人について、繰越欠損金を所得金額の100%まで控除可能な期間を設立の日から10年（現行7年）を経過する日までの期間に属する事業年度に延長する。

## ◆研究開発税制の延長・拡充

\*総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ、\*総額型の控除率を見直し、最大15%の控除率を実現、\*試験研究費が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置を3年間延長、\*中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを3年間延長、\*減益でも試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みを創設、など。

## ◆空き家譲渡所得の3千万円特別控除の要件緩和

・被相続人の直前居住要件を緩和し、被相続人が老人ホーム等に入居していた場合も対象とする。

・建物リフォーム・除却の時点に関する要件を緩和し、譲渡後に家屋の耐震リフォーム又は除却を行った場合も対象とする。

## ◆外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

すでに消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売することを認める。

## ◆教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化・拡充

本特例を恒久措置とするとともに、教育資金の交付請求時における領収書の提出要件の緩和し、領収書に代えて明細書の提出が可能となる範囲を3万円以下（現行1万円以下）に引き上げる。

## ◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化・拡充

本特例を恒久措置とするとともに、贈与者としておじ・おばを、受贈者として甥・姪を対象とするよう拡充を行う。

## ◆NISA制度の恒久化等

・NISA制度（一般・ジュニア・つみたて）を恒久措置とする。

・NISA口座を保有する者が、海外転勤等により一時的に日本を離れている間であっても、引き続きNISA口座を利用できるようにする。

## ◆金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大する。

## ◆子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設

認可保育所への入所の希望がかなわず、やむを得ず公費の支援のない認可外保育施設等を利用する場合に、その費用の一部を税額控除の対象とする。

## ◆訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件（診療費要件）の見直し

訪日外国人の診療において、社会保険診療報酬と同一の基準により計算された額を請求するという社会医療法人等の認定要件を見直し、費用に見合った額を請求できるようにする。